

●地域型保育事業の認可・確認に係る意見について

➤児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、市長が家庭的保育事業等の認可及び利用定員を定めるにあたり、あらかじめ審議会の意見を聴取するもの。

【総括表】

No.	施設(事業者)情報		市の審査状況(審査年月日:H27.6.26)				
	①施設(事業所)名称等 ②法人名 ③代表者名 ④施設長名 ⑤保育を実施する場所 ⑥その他情報	・事業類型 ・認可申請日 ・開設希望日	認可基準上の 審査※1	確認基準上の 審査※2	利用定員(人) 0歳/1・2歳/計	計画数値(27年度分を掲載) 0歳/1・2歳/計	計画上の適 否の審査
1	①ゆしまや保育園 ②公益財団法人ときわ会 ③理事長：常盤 ^{ときわみちお} 峻士 ④園長：草野美香 ⑤常磐松が台 102 ⑥認可外保育施設（事業所内保育所）として H23 より運営中	・保育所型事業所内保育事業 ・平成 27 年 6 月 25 日 ・平成 27 年 9 月 1 日	認可が妥当と判断 【個票 1】参照	公費支給対象と判断 【個票 2】参照	30/60/90 ⇒うち地域枠 <u>8/12/20</u> (H27 年度実施意向調査より) (参考：H26 年度実施意向調査より) 5/15/20	区域（常磐・遠野地区） ・量の見込数 48/257/305 ・確保方策数 <u>75/238/313</u> (差 <u>27/▲19/8</u>) ➤左記、地域枠の数値反映後 (参考：子ども・子育て支援事業計画) ・量の見込数 48/257/305 ・確保方策数 <u>72/241/313</u> (差 24/▲16/8) ➤計画の確保方策数に織り込み済み	需給計画に照らし設置 妥当と判断

※1 認可基準：いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

※2 確認基準：いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

【個表1】……認可基準(いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)

・現地調査実施日:平成27年6月26日 13:30~15:30

・場 所:ゆしまや保育園(常磐松が台102)

●主な基準と確認内容及び項目ごとの基準適合の適否等

No.	条項等	基準(条文抜粋(一部省略))	確認内容	適否
1	(食事) 第16条第1項	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。	建物内について、調理室を設置し、自園調理による給食の提供を行うことを確認。また、保健所への届け出についても済みであることを確認	適
2	(利用定員の設定) 第43条	事業所内保育事業を行う者は、別表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数以上の定員枠を設けなくてはならない。(別表は省略するが、61人以上の利用定員を設定する際の地域枠は20人以上となっている))	従業員枠を含めた利用定員合計が90人であるため、自動的に地域枠は20人以上となる。今回の認可申請においては、当該枠を下限である20人で設定したことを確認	適
3	(設備の基準) 第44条第1号	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。	見取り図及び現地調査等により、各室等の設置を確認	適
4	(設備の基準) 第44条第2号	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき <u>3.3平方メートル以上</u> であること。	<p>・<u>0歳児</u> 見取り図より、家具等を除いた有効面積が、「0歳児室-1」が57.15㎡、「0歳児室-2」が57.68㎡、合計114.83㎡、一方、0歳児の利用予定人数は30人のため、<u>1人あたり、約3.82㎡</u>となり基準以上となること確認</p> <p>・<u>1歳児</u> 同様に、「1歳児室-1」が54.71㎡、「1歳児室-2」が61.68㎡、合計116.39㎡、一方、1歳児の利用予定人数は30人のため、<u>1人あたり、約3.87㎡</u>となり基準以上となること確認</p>	適

5	(設備の基準) 第44条第4号	満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。	見取り図及び現地調査等により、各室等の設置を確認(遊戯室はなし) また、屋外遊戯場も敷地内に造成中であり、8月中に竣工予定となっていることからとする	適
6	(設備の基準) 第44条第5号	<u>保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳児 「2歳児室-1」が49.38㎡、 「2歳児室-2」が47.18㎡、合計96.56㎡、 一方、2歳児の利用予定人数は30人のため、 <u>1人あたり、約3.21㎡となり基準以上となることを確認</u> ・屋外遊戯場の面積は215.31㎡となっており、2歳児の利用予定人数は30人のため、 <u>1人あたり、約7.1㎡となり、基準以上となることを確認</u> 	適
7	(保育所型事業所内保育事業所の職員配置の基準) 第45条第2項	<p>保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (以下略)</p>	<p>認可予定日である平成27年9月1日時点の利用見込乳幼児数はそれぞれ次のとおり(地域枠の利用は現時点でなし) (年齢は27.3.31時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●0歳児：3人(➤保育士数：1.0人) ●1・2歳児合計34人(➤保育士数：5.6人) <p>認可基準上の必要保育士数合計：6.6人≒7人</p> <p>上記の乳幼児数に対し、現在園に勤務する保育士数は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤19人、 ・非常勤2人、合計21人(園長及び主任保育士を除く) <p>であり、認可予定日時点において基準を満たしていることを確認</p> <p>【参考】 利用定員の上限である90人が利用した場合(各年齢30人)の必要保育士数 ➤20人</p>	適

【個表2】……確認基準(いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例)

・現地調査実施日:平成 27 年6月 26 日 13:30~15:30

・場 所:ゆしまや保育園(常磐松が台 102)

●主な基準と確認内容及び項目ごとの基準適合の適否等

No.	条項等	基準(条文抜粋(一部省略))	確認内容	適否
1	(利用定員) 第37条第2項	特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 利用定員(従業員枠+地域枠) 0歳:30人 1歳以上60人 合計90人 【従業員枠】 0歳:22人 1歳以上:48人 合計70人 【地域枠】 0歳:8人 1歳以上:12人 合計20人 	適
2	(利用者負担額等の受領) 第43条第6項	特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	いわゆる「上乗せ徴収」を行う際は、その目的等について書面による保護者の同意を受けない限り徴収はできないこと、一方、「実費徴収」については同意が必要だが、その確認は書面によらずとも可であることを説明	適
3	(記録の整備) 第49条	<p>第1項 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>第2項 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	左記について整備を指示	適

●法令抜粋

【児童福祉法】

(家庭的保育事業等)

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。

二 当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第35条第5項第二号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第35条第5項第四号において「役員等」という。）であつた者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消のうち当該認可の取消の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働

省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第35条第5項第四号ホにおいて同じ。）が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ハ 申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前60日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

又 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5 市町村長は、第3項に基づく審査の結果、その申請が次条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第3項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第2項の認可をするものとする。

る。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第61条第2項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第29条第3項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第43条第1項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第19条第1項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第61条第1項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第19条第1項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第2項の認可をしないことができる。

- 6 市町村長は、家庭的保育事業等に関する第2項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。
- 7 国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

（設備及び運営の基準）

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

- 2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数
 - 二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 家庭的保育事業等を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

【子ども・子育て支援法】

(地域型保育給付費の支給)

第29条 市町村は、支給認定子ども(第19条第1項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。)が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満3歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

(以下の項は省略)

(特定地域型保育事業者の確認)

第43条 第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)ごとに、第19条第1項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(中略)を定めて、市町村長が行う。

2 (省略)

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(以下省略)